報告第９号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第２号及び第３号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

平成27年12月８日提出

天理市長　並　河　　健

専決第１３号

専　　決　　処　　分　　書

平成27年７月６日午後５時00分頃天理市福住町10490番地１先の市道536号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年３月天理市条例第25号）第２号及び第３号の規定により、専決処分する。

平成27年10月21日

天理市長　並　河　　健

記

損害賠償額　　６４，４１１円

専決第１５号

専　　決　　処　　分　　書

平成27年３月18日午前０時00分頃天理市平等坊町２２８番地11先の市道１号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年３月天理市条例第25号）第２号及び第３号の規定により、専決処分する。

平成27年10月30日

天理市長　並　河　　健

記

損害賠償額　　１３５，８５３円

専決第１６号

専　　決　　処　　分　　書

　平成27年８月21日午前11時45分頃天理市福住町名阪国道下トンネル内で発生した積荷の接触による車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年３月天理市条例第25号）第２号及び第３号の規定により、専決処分する。

　　平成27年11月６日

天理市長　並　河　　健

記

　損害賠償額　　２２４，４８９円